



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社足利ホールディングス
代表者名 代表執行役社長 松下 正直
(コード番号：7167 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役経営企画部長 清水 和幸
(TEL：028-622-8411)

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の 付与に関するお知らせ

当社は、役員退職慰労金制度を廃止することとし、それに代わる報酬等の一部として、当社と株式会社常陽銀行（以下、「常陽銀行」）との経営統合（以下、「本経営統合」）後に株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議することを、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本経営統合は、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会における承認および関係当局の認可等が得られることを前提としております。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、役員退職慰労金制度を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金については、打ち切り支給することとし、当該各役員の退任時に支払う予定です。

2. 株式報酬型ストックオプション制度の概要

当社は、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会における承認等を前提として、平成 28 年 10 月 1 日を効力発生日として、常陽銀行との株式交換による本経営統合、および監査等委員会設置会社への移行を予定しております。

本経営統合後における取締役（監査等委員を除く）に対し、株価向上および業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値・企業価値を重視した経営を一層推進するため、行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てます。株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額および内容決定に係る議案については、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。かかる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は別紙のとおりです。

以 上

【別紙：本経営統合後における取締役（監査等委員を除く）に対して発行するストックオプション（新株予約権）の内容】

- (1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数
 - ア. 新株予約権の総数
100,000 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限といたします。
 - イ. 目的となる株式の種類および数
当社普通株式 100,000 株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限といたします。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 1 株といたします。
なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものといたします。
- (2) 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日において「ブラックショールズモデル」により算定された公正価額を払込金額といたします。
なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。
- (4) 新株予約権を行使できる期間
新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内といたします。
- (5) 新株予約権の行使の主な条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものといたします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を必要とするものといたします。
- (7) その他新株予約権の内容
上記（1）から（6）の細目および新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定めることといたします。

以 上